

独立行政法人日本学生支援機構
令和9年度帰国外国人留学生短期研究制度募集要項
※この募集は、令和9年度予算の成立を前提に行うものです。

1. 目 的

この制度は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が、開発途上国・地域等から我が国に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者（以下「帰国留学生」という。）に対し、我が国の大学（短期大学を除く。）において、当該大学の研究者と共に短期研究を行う機会を提供することにより、開発途上国・地域等の教育、学術研究及び行政の発展と我が国の大学の学術研究及び国際交流の推進に寄与することを目的とする。

2. 資格及び条件

この制度において短期研究の機会の提供を受けることができる資格を有する帰国留学生は、次の（１）～（１０）に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- （１）別表に記載された国・地域の国籍を有すること。
- （２）当該国・地域の大学・学術研究機関・行政機関に所属し、現在自国において教育、学術研究又は行政のいずれかの職に就いていること（民間企業に従事している者は除く。）。
- （３）我が国での留学に際し、在留資格「留学」を取得していたこと。
- （４）我が国の大学院を修了又は単位取得満期退学していること。
- （５）２０２７年４月１日現在で満４５歳以下の者（１９８１年４月２日以降に出生した者。）。
- （６）２０２７年４月１日現在で、帰国後１年以上を経過していること。
（２０２６年３月３１日以前に帰国していること。）

【注意】帰国後、連続して９０日以上、自国以外に滞在した場合の日数は、帰国後の通算年数に含めない。

- （７）受入れを希望する我が国の大学（以下「受入れ大学」という。）において共に短期研究を行う者（以下「受入研究者」という。）がいること。

受入研究者は、帰国留学生が我が国へ留学していた際に受入れ大学において当該帰国留学生の教育研究指導に当たった教員（現在、我が国の大学の常勤教員であるものに限る。）とする。

- １）その教員が異動又は退職した場合、当時指導に関わっていた教員又は同研究室を継承した教員が受入れをすることができる。
- ２）その教員が異動した場合、異動先での受入れをすることができる。
- ３）その教員が大学以外の高等教育機関に異動し、異動先での受入れを希望する場合、異動先における短期研究の実施環境等が、大学で受け入れる場合と同等であると機構理事長が認めた場合に限り、異動先での受入れをすることができる。

※３）の場合は事前に機構へ連絡の上、異動先における短期研究の実施環境を確認できる書類を提出すること。

- （８）我が国の大学の長が、この制度の趣旨に沿って、当該大学への受入れを許可すること。
- （９）我が国への入国査証が必要な場合は、その取得が確実なこと。

【注意】当該年度の１１月１日現在で取得が不確実な場合は、採用が取り消されることがある。

- （１０）過去にこの制度による支援を受けたことがないこと。

3. 受入れ時期及び期間

この制度により採用された帰国留学生（以下「外国人研究者」という。）の受入れ期間は、２０２７年７月１日から２０２８年３月２０日の間のうち、連続する６０日以上９０日以内とする。

- (1) 受入れ期間は、日本に入国してから日本を出国するまでの期間とする。
- (2) やむをえず一時帰国する場合はその期間を含まずに最低60日であること。
- (3) 申請後は申請した受入れ期間（滞在日数）を延長することはできない。
- (4) 採用後、申請書に記載した受入れ期間を変更する場合には、機構の承認が必要となる。承認されない場合もあるため、受入れ期間については十分検討の上記載すること。

4. 採用人数

45名程度（令和8年度実績：47名）

採用人数については令和9年度予算の成立状況により決定する。

5. 支援の内容

機構は、外国人研究者に対し、次の（1）往復渡航旅費及び（2）滞在費を、受入研究者に対し、（3）受入協力費を支給する。

（1）往復渡航旅費

外国人研究者が所属する大学等の最寄り空港と我が国の受入れ大学の最寄り空港との間の最も経済的な経路による航空券を支給する。

【注意】機構が契約した旅行代理店が指定する航空会社・経路とすること。

（2）滞在費

滞在1日につき11,000円を支給する。

（3）受入協力費

定額50,000円を支給する。

【支援の内容についての注意事項】

1) 旅費を支給しない場合

外国人研究者が、次の①～④のいずれかに該当する場合、当該項目に掲げる旅費を支給しない。

- ① 機構以外の他の機関から旅費の支給を受けるとき：渡日旅費及び帰国旅費
- ② 短期研究期間途中において一時帰国するとき：一時帰国に係る帰国旅費及び渡日旅費
- ③ 短期研究終了後、直ちに帰国しないとき：帰国旅費
- ④ 採用取り消しになったとき：渡日旅費及び帰国旅費

2) 滞在費を支給しない場合

外国人研究者が次の①～③のいずれかに該当する場合、滞在費の全部又は一部を支給しない。

- ① 機構以外の他の機関から滞在費の支給を受けるとき
- ② 病気その他本人の都合により短期研究期間を変更したとき
- ③ 採用取り消しになったとき

3) 機構理事長は、外国人研究者が前2項に該当する場合、すでに旅費及び滞在費を支給しているときは、全部又は一部を返納させるものとする。

4) その他

- ① 航空券発行後に、採用の辞退又は日程変更を行う場合は、航空賃のキャンセル料等の負担が必要となる場合があることをあらかじめ了承の上申請すること。
- ② 機構への申請無しに航空券を変更した場合、航空券往復料金の返納が必要となる場合があることをあらかじめ了承の上申請すること。
- ③ 受入れ期間が60日を下回る場合失格となり、滞在費、往復航空券料金の返納が必要となる場合があることをあらかじめ了承の上申請すること。

6. 申請の方法

この制度により外国人研究者の受入れを希望する場合には、受入れ大学の長は、次の（1）～（3）の書類を添えて、機構理事長に推薦するものとする。

- (1) 「令和9年度帰国外国人留学生短期研究制度」の募集について(回答)(様式1)
- (2) 令和9年度帰国外国人留学生短期研究制度外国人研究者申請書(様式2-1/2-2)
- (3) 令和9年度帰国外国人留学生短期研究制度外国人研究者推薦書(様式3)

※ 上記様式は、印刷物で作成・提出し、かつ、電子データについても提出すること。

※ 印刷物は(1)については1部、(2)(3)については4部提出すること。

【申請についての注意事項】

- 1) 同一帰国留学生が異なる受入れ大学で2件以上申請することはできない。
- 2) 「2. 資格及び条件」を満たさない者の申請は、受け付けない。
- 3) 申請書に記載した空港は後日変更できないため、十分注意すること。
- 4) 申請書及び推薦書に記載した内容と事業実施後に提出する研究報告書に大幅な相違がある場合、理由書の提出を求めることがあるので、研究計画及び留学生交流事業の一環としての活動について、実行性の高い計画を記載すること。
- 5) 文部科学省が発出した「大学及び公的研究機関における輸出管理について(依頼)」(平成29年11月6日付け29文科高第645号)及び「大学及び研究機関等における安全保障貿易管理の徹底について(依頼)」(令和4年3月8日付け3文科高第1374号)を十分認識の上、大量破壊兵器等の製造・開発に転用される恐れのある研究分野を希望する候補者については、当人の研究計画及び学習背景について面接等により十分に確認し、推薦を行わないこと。その際、経済産業省が発出する「外国ユーザーリスト」や「安全保障貿易に関する機微技術管理ガイダンス」等に留意すること。

7. 申請受付締切日

令和8(2026)年11月30日(月)(必着)とする。

8. 選考及び選考結果通知

(1) 選考

選考は、以下の審査方針に基づき、個別書面審査の上で機構に設ける留学生交流事業実施委員会において行われる。

【審査方針】

- 1) 留学生交流事業の一環として行うことを踏まえ、受入れ大学のみならず、他の機関を訪問するなどして、幅広く我が国の研究者との討議・意見交換・講演等の活動を行うものであること。また、若手研究者との交流の促進等教育的側面にも配慮したものであること。なお、個別書面審査にあたっては、上記の活動を全く実施しない者については、審査の対象としない。 [記入欄：(様式2-2)，(様式3)30番から34番]
- 2) 開発途上国・地域等の教育、学術研究及び行政の発展と我が国の大学の学術研究及び国際交流の推進に寄与するものであること。 [記入欄：(様式2-2)，(様式3)38-1番]
- 3) 招へいによって研究の推進が期待できること。共著論文の作成など国際共同研究につながるものが望ましい。 [記入欄：(様式2-2)，(様式3)38-2番]
- 4) 外国人研究者と受入研究者との事前交渉の経緯などが明確で、研究内容と活動計画が具体的であること。 [記入欄：(様式2-2)，(様式3)39番から41番]
- 5) 採用外国人研究者の国籍、受入れ大学、専門分野はなるべくかたよらないこと。

【選考についての注意事項】

申請に不備があるものについては、審査の対象としない。

(2) 選考結果の通知

選考結果については、機構理事長から申請大学の長宛に文書で通知する。

通知時期： 令和9年4月上旬（予定）

外国人研究者には受入れ大学から通知する。

選考結果に関する個別の問い合わせには応じない。

9. 採用の取消・辞退

- (1) 申請内容に虚偽があった場合。
- (2) 期間短縮により、受入れ期間が60日に満たなくなった場合。
- (3) 期間の大幅な変更・短縮等の理由により、当初の申請内容が実行できないと機構が判断した場合。

10. 外国人研究者及び受入研究者の義務

- (1) 受入研究者は、受入れ大学の事務担当者の協力を得て、外国人研究者の短期研究期間中の研究活動における受入体制を整えること。
また、必要に応じて外国人研究者の入国に関する手続、宿舍の確保、その他日本での生活における助言等を行うこと。
- (2) 外国人研究者及びその受入研究者は、短期研究期間終了後、離日前に別に定める様式によって研究報告書及び事業実施調査票を提出すること。
- (3) 外国人研究者は、短期研究により講演等を行う場合には、機構の招へい事業である旨を明示すること。
- (4) 外国人研究者は、短期研究期間中、研究に専念し、報酬の有無にかかわらず他の業務に従事できない。

11. 支給の打ち切り及び返納

外国人研究者に、短期研究を実施する上で不適切な事態が認められる場合には、理事長は経費の支給を打ち切り、必要に応じて全部又は一部を返納させることができる。

12. 関係書類等の保存

本制度における申請、支給及び報告に係る書類の原本及びデータは、各受入れ大学において保存すること。保存期間は支給を受けた年度の翌年度の4月1日から5年間とする。

13. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び機構の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、この制度の業務遂行のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する。

なお、採用された場合、外国人研究者氏名、研究課題名、短期研究に従事する受入れ大学、受入研究者の職・氏名及び研究報告書を公表する。

14. 言語

募集要項の英語訳は便宜上付したものであり、英語訳による表現が日本語の内容を変更するものではない。

15. 申請及び照会先

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

独立行政法人日本学生支援機構

留学生事業部国際奨学課 フォローアップ・キャリア支援係

TEL: 03-5520-6030 E-mail: ef3@jasso.go.jp

令和9年度帰国外国人留学生短期研究制度
対象国・地域一覧表

＜アジア＞	＜アフリカ＞	＜中東＞
インド インドネシア 韓国 カンボジア スリランカ タイ 台湾 中国（香港、マカオを含む） ネパール パキスタン バングラデシュ 東ティモール フィリピン ブータン ベトナム マレーシア ミャンマー モルディブ モンゴル ラオス	アルジェリア アンゴラ ウガンダ エジプト エスワティニ エチオピア エリトリア ガーナ カーボベルデ ガボン カメルーン ガンビア ギニア ギニアビサウ ケニア コートジボワール コモロ コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ ザンビア シエラレオネ ジブチ ジンバブエ スーダン 赤道ギニア セネガル セントヘレナ ソマリア タンザニア チャド 中央アフリカ チュニジア トーゴ ナイジェリア ナミビア ニジェール ブルキナファソ ブルンジ ベナン ボツワナ マダガスカル マラウイ マリ 南アフリカ 南スーダン モーリシャス モーリタニア モザンビーク モロッコ リビア リベリア ルワンダ レソト	アフガニスタン イエメン イラク イラン シリア トルコ パレスチナ ヨルダン レバノン
＜中南米＞		＜オセアニア＞
アルゼンチン エクアドル エルサルバドル ガイアナ キューバ グアテマラ グレナダ コスタリカ コロンビア ジャマイカ スリナム セントビンセント及びグレナディーン諸島 セントルシア ドミニカ共和国 ドミニカ国 ニカラグア ハイチ パナマ パラグアイ ブラジル ベネズエラ ベリーズ ペルー ボリビア ホンジュラス メキシコ モンセラット		キリバス サモア ソロモン諸島 ツバル トケラウ トンガ ナウル ニウエ バヌアツ パプアニューギニア パラオ フィジー マーシャル諸島 ミクロネシア連邦 ワリス・フツナ
		＜ヨーロッパ＞
		アゼルバイジャン アルバニア アルメニア ウクライナ ウズベキスタン カザフスタン キルギス コソボ ジョージア セルビア タジキスタン トルクメニスタン ベラルーシ ボスニア・ヘルツェゴビナ 北マケドニア モルドバ モンテネグロ